



「法令改正に伴う就業規則等の改正について」提案を受ける！

■目的

- 育児・介護休業法施行規則等の改正に対応し、育児や介護を行う社員が介護休暇や看護休暇を柔軟に取得することが出来るようにする。(1時間単位)
- 制度全体として、働きがいの向上に資するようにする。

■実施内容

1. 「介護休暇」「看護休暇」について、時間単位で取得可能とする。
(就業規則第78条)

⇒時間単位で使用する場合、始業時刻から、又は終業時刻までの連続する時間で、所定労働時間未満で指定できる。 ※勤務時間の中間での使用はできない

⇒半日単位の使用の取扱いは無くなる

⇒乗務員等の作業ダイヤがある箇所や、交代制勤務のある箇所でも使用可能とする。

2. フレックスタイム制を適用する箇所でも、時間単位での休暇の使用が可能となる。
⇒始業時刻から、又は終業時刻までの連続する7時間以内で使用できる

3. 時間単位の休暇は、8時間で1日単位の休暇として取り扱う。

4. エルダー社員、グリーンスタッフ、テンポラリースタッフも同様の改正を行う。

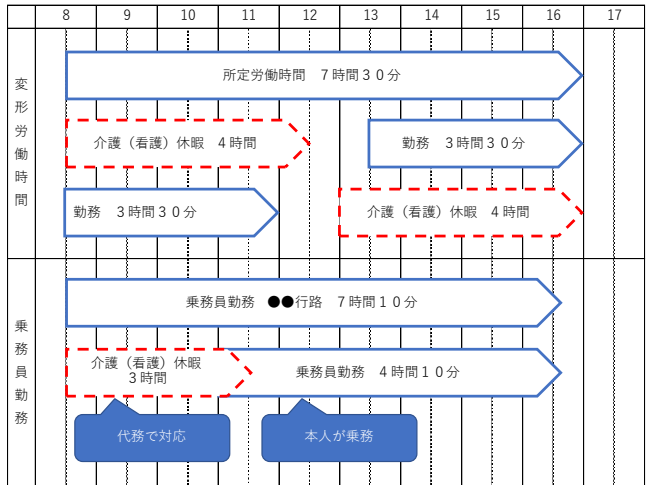
■実施期日

令和3年1月1日

■議論経過

- 病院勤務も対象になる。出向者は、出向先の就業規則が整備されれば取得できるようになる。
- 交代勤務や乗務員勤務の場合は、代務を立てて対応することになる。現行で突発や勤務途中の体調不良などの対応と同様になる。
- フレックスタイム制を適用する社員は自分で勤務時間を設定できるが、社員が安心して看護・介護が出来るように制度として整備する。
- 制度実施前に半日単位で取得していた場合、制度実施後は半日を4時間として扱う。
- 休暇の申請があったものに関しては取得させる。申請のあった休暇を優先し取得出来るようにする。

時間単位での取得のイメージ



安全で働きがいの持てる制度を職場からの議論でつくらそう！